

玉野市学校給食センター整備運営事業

基本協定書（案）

（優先交渉権者が特別目的会社を設立しない場合）

令和元年 6 月 7 日 改訂

玉 野 市

## 目 次

第1条（目的）	1
第2条（当事者の義務）	1
第3条（業務の委託，請負）	1
第4条（事業契約の締結）	1
第5条（準備行為）	2
第6条（資金調達）	2
第7条（事業契約不調の場合の処理）	2
第8条（秘密保持）	3
第9条（地位又は権利義務の譲渡等）	3
第10条（本協定の変更）	3
第11条（本協定の有効期間）	3
第12条（準拠法及び裁判管轄）	4
第13条（規定外事項）	4

**玉野市学校給食センター整備運営事業  
基本協定書（案）**

玉野市学校給食センター整備運営事業（以下「**本事業**」という。）に関し、玉野市（以下「**市**」という。）と〔（応募グループの構成員）〕（以下「**優先交渉権者**」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「**本協定**」という。）を締結する。

**（目的）**

**第1条** 本協定は、本事業に関し、〔（応募グループの構成員）〕が優先交渉権者として決定されたことを確認し、市と優先交渉権者とが、本事業及び本事業に係る資金調達、並びにこれらに付随し関連する一切の事項に関する契約（以下「**事業契約**」という。なお、玉野市市議会の議決を経るまでは「**事業仮契約**」という。）を締結することに向けた、市及び優先交渉権者の義務を定めることを目的とする。

**（当事者の義務）**

**第2条** 市及び優先交渉権者は、事業契約の締結（事業仮契約の締結及び事業契約としての効力発生をいう。以下同じ。）に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 優先交渉権者は、事業契約締結のための協議において、本事業の募集手続における玉野市学校給食センター整備運営事業事業者選定審査委員会及び市の要望事項（本事業に係る実施方針、要求水準書、募集要項その他の関連書類に示された事項を含むが、これらに限られない。）を尊重しなくてはならない。

**（業務の委託、請負）**

**第3条** 本事業の実施に関し、優先交渉権者のうち、施設の整備業務中の設計に係る業務を〔 〕が、建設に係る業務を〔 〕が、工事監理に係る業務を〔 〕が、調理設備調達・設置に係る業務を〔 〕が、維持管理業務を〔 〕が、運営業務を〔 〕が、それぞれ受託し又は請け負うものとする。

2 第1項により業務を受託し又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

**（事業契約の締結）**

**第4条** 本協定締結後、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに、市と優先交渉権者との間において、募集要項に添付の事業契約書（案）の形式及び内容にて、事業仮契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者が本事業に係る実施方針、要求水準書、募集要項その他の関連書類に示された参加資格要件の全部又は一部を喪失した場合、市は事業仮契約を締結しないことができる。

2 前項に基づく事業仮契約は、市の議会の議決を得たときに事業契約としての効力を生じるものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、事業契約としての効力を生じる前に、本事業の契約手続に関し、優先交渉権者〔のいずれか〕が次の各号所定のいずれかに該当する場合は、市は、事業仮

契約を締結せず、又は事業契約としての効力を生じさせないことができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含む。以下「**独占禁止法**」という。）第 49 条第 1 項の排除措置命令を受け、かつ当該排除措置が同条 7 項又は同法 52 条第 5 項の規定により確定した場合
  - (2) 独占禁止法第 50 条第 1 項の納付命令を受け、かつ当該納付命令が同条 5 項又は同法 52 条第 5 項の規定により確定した場合
  - (3) 独占禁止法第 66 条第 1 項から第 3 項までに規定する審決（同条第 3 項の規定により原処分全部を取り消すものを除く。）を受け、かつ当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかった場合
  - (4) 独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定した場合
  - (5) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号。その後の改正を含む。）第 96 条の 3 又は第 198 条の刑が確定した場合
- 4 市は、募集要項に添付の事業契約書（案）の文言に関し、優先交渉権者より説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 5 市及び優先交渉権者は、事業仮契約締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなくてはならない。

#### （準備行為）

**第 5 条** 優先交渉権者は、事業仮契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができ、市は、必要かつ相当な範囲で、自己の費用でかかる行為に協力することができる。

#### （資金調達）

- 第 6 条** 優先交渉権者は、優先交渉権者が本事業に関連して市に提出した事業提案書に従い、借入その他の資金調達を実現するために最大限努力するものとする。
- 2 優先交渉権者は、前項に基づく資金調達を行うに当たり、融資を行う金融機関等（以下「**融資金融機関等**」という。）が決定した場合には、かかる融資金融機関等の名称その他の詳細を直ちに市に通知し、また、融資金融機関等と融資契約を締結した場合には、速やかに当該契約書の写しを市に提出するものとする。
- 3 優先交渉権者は、融資金融機関等の取得する担保権の行使等に関する融資金融機関等と市との協定の締結について、必要な協力をしなければならない。

#### （事業契約不調の場合の処理）

**第 7 条** 事由の如何を問わず、市と優先交渉権者との間で事業契約の締結に至らなかった場合（事業仮契約が締結されず、又は事業契約としての効力を生じなかった場合をいう。以下同じ。）には、市及び優先交渉権者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、市及び優先交渉権者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

- 2 前項の場合、優先交渉権者は、公表済みのものを除き本事業に関して市から交付を受けた書類を速やかに市に返還し、本事業に関して市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録その他の物（それらの複写物を含む。）を破棄し、それぞれの一覧表を作成のうえ、速やかにこれを市に提出しなければならない。

#### （秘密保持）

**第8条** 市及び優先交渉権者は、本協定に関して知り得た全ての事項のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「**秘密情報**」という。）につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。

- (1) 情報の取得時において、既に公表され又は一般に入手可能となっていた情報
- (2) 情報の取得時において、既に自ら保有していた情報
- (3) 情報の取得後に、自己の責めに帰すべき事由によらずに公表され又は一般に入手可能となった情報
- (4) 秘密保持義務を負っていない第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報

- 2 前項の規定にかかわらず、市及び優先交渉権者は、次の各号に掲げる場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。市及び優先交渉権者は、開示を受けた第三者が本協定の目的以外に秘密情報を使用しないよう適切な配慮をしなければならない。

- (1) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (2) 市が法令等に基づき開示する場合
- (3) 本条と同等の秘密保持義務を負わせただうえで、優先交渉権者が本事業に関する資金調達のために融資金融機関等（その候補者を含む。）に開示する場合
- (4) 弁護士、会計士、税理士等の法律上の守秘義務を負担する専門家に開示する場合

#### （地位又は権利義務の譲渡等）

**第9条** 優先交渉権者は、事前の書面による市の承認を得た場合を除き、本協定上の地位又は本協定により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

#### （本協定の変更）

**第10条** 本協定の規定は、本協定の全当事者の書面による合意によらなければ変更することはできない。

#### （本協定の有効期間）

**第11条** 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。

- 2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第7条、第8条及び第12条の規定の効力は存続するものとする。

**(準拠法及び裁判管轄)**

**第12条** 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は岡山地方裁判所とする。

**(規定外事項)**

**第13条** 本協定に定めのない事項については、必要に応じて市と優先交渉権者が協議して定める。

[以下余白]

以上を証するため、本協定書を2通作成し、市及び優先交渉権者がそれぞれ記名押印の上、市及び[代表企業]が各1通を保有する。

令和[ ]年[ ]月[ ]日

岡山県玉野市宇野1丁目27番1号  
玉野市長 黒田 晋 印

優先交渉権者  
構成員

(所在地)

[ ]会社 (代表企業)

代表取締役 印

(所在地)

[ ]会社

代表取締役 印

(所在地)

[ ]会社

代表取締役 印

(所在地)

[ ]会社

代表取締役 印